

事 務 連 絡
令和 6 年 11 月 22 日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

介護支援専門員の申請手続等における国家資格等情報連携・活用システム利用に係る情報提供について

平素より、介護保険制度の円滑な運用にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

デジタル庁において、国家資格等のデジタル化を推進することを目的として開発された「国家資格等情報連携・活用システム」（以下、「国家資格システム」という。）については令和 6 年 8 月より一部資格において運用を開始しているところです。

その中で、介護支援専門員資格については、令和 6 年 12 月より、国家資格システムと、既に運用されている「介護保険事業者及び介護支援専門員管理システム」とを情報連携させ、両システムを併用して資格保有者の情報管理を行うことを予定しておりました。しかし、既にご案内のとおり、デジタル庁より国家資格システムにおける追加の改修と、システムへの設定反映の遅れの発生について連絡があったことから、デジタル庁との協議を踏まえ、情報連携の開始時期を再度調整することとなりましたので、お知らせいたします。

詳細については下記のとおりですので、ご了承くださいますとともに、今後の対応について引き続き、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 現在の課題と今後のスケジュールについて

- 本年 8 月から国家資格システムの利用を開始した第 1 期参画資格[※]の戸籍関係情報照会において、照会した戸籍関係情報が読み解けない等の不具合が生じています。
※ 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師
- 戸籍関係情報照会における問題の解消については、現在、デジタル庁と法務省において、当該改修箇所確認と改修スケジュールについて調整中ですが、少なくとも令和 7 年夏頃までは改修に時間を要する見込みです。

- また、国家資格システムへ資格管理団体（都道府県）ごとの要件を整理してシステム反映するための設定作業等が想定よりも長く時間を要することが判明し、デジタル庁内で今後のスケジュールの見直しとともに参画までの進め方も大幅に見直す検討をしています。
- そのため、介護支援専門員資格における国家資格システムの利用開始は早くても、令和7年秋以降となる予定です。
- 本件については、デジタル庁ホームページにも、掲載されていますが、具体的な利用開始時期等については、確定次第速やかに周知する予定です。
（掲載先：
<https://www.digital.go.jp/policies/government-certification#online-application-available>）

2. 国家資格システム導入に伴う、介護保険法施行規則の改正とその取扱いについて

- 個人番号を国家資格システムに登録し、住民基本台帳ネットワークシステムとの連携等を行うことで、国家資格システムを通して住基情報等を取得することが可能となり、住民票の写し等の添付の省略や登録情報の真正性・正確性の確保等が可能となります。国家資格システムの利用開始に向け、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和6年厚生労働省令第85号）において介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）を改正し、介護支援専門員の登録の際等に、個人番号を記載した登録申請書等の提出を義務付けることとしています。（令和6年12月1日施行）。
- このため、介護支援専門員資格における国家資格システムの利用開始が来年初以降となる見込みですが、登録情報の真正性等の確保に活用するため、提出される登録申請書等には、改正後の介護保険法施行規則に基づき個人番号を記載する取扱いとしていただけるようご準備の上、ご対応をお願いします。

【担当者連絡先】

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課人材研修係

TEL : 03-5253-1111（内線 3936）

Mail : shinkou-jinzai@mhlw.go.jp

○令和6年厚生労働省令第85号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う
厚生労働省関係省令の整備に関する省令

様式第四を次のように改める。

様式第四(第14条関係)

精神保健福祉士登録証再交付申請書

| | | | | |
|---|--------|-------|----|--------|
| 収入印紙 (貼付しないこと。) | | | | |
| 住所 | 登録年月日 | 登録番号 | 氏名 | (フリガナ) |
| 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 姓 | 名 |
| (通称) | 年 月 日生 | | | |
| 精神保健福祉士法施行規則第14条第1項の規定に基づき、下記の理由により再交付を申請します。 | | | | |
| 理由 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 厚生労働大臣 殿 指定登録機関代表者 | | | | |

備考1 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
備考2 旧姓及び通称については、登録証への記載を希望する場合のみ記入すること。
備考3 用紙の大きさは、A4とする。

(登録証再交付申請書)

| | | | | |
|--------------|-----|-----|------|--|
| 氏名 | (姓) | (名) | 個人番号 | |
| 受付年月日： 年 月 日 | | | | |

精神保健福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部改正
第四十三条 精神保健福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令(平成十年厚生省令第十三号)の一部を次の表のように改正する。

| | 改正後 | 改正前 |
|--|---|--|
| <p>第十九条 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、当該四半期における登録の件数、登録事項の変更の届出の件数、登録の削除の件数、登録証の書換交付及び再交付の件数並びに各月の末日において登録を受けている者の人数を記載した帳簿を作成し、登録事務を廃止するまで保存しなければならない。</p> <p>(登録状況の報告)</p> <p>第十九条 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、当該四半期における登録の件数、登録事項の変更の届出の件数、登録の削除の件数、登録証の訂正及び再交付の件数並びに当該四半期の末日において登録を受けている者の人数を記載した登録状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> | <p>(登録事務に関する帳簿の備付け等)</p> <p>第十八条 指定登録機関は、各月における登録の件数、登録事項の変更の届出の件数、登録の削除の件数、登録証の訂正及び再交付の件数並びに各月の末日において登録を受けている者の人数を記載した帳簿を作成し、登録事務を廃止するまで保存しなければならない。</p> <p>(登録状況の報告)</p> <p>第十八条 指定登録機関は、各月における登録の件数、登録事項の変更の届出の件数、登録の削除の件数、登録証の訂正及び再交付の件数並びに各月の末日において登録を受けている者の人数を記載した帳簿を作成し、登録事務を廃止するまで保存しなければならない。</p> | <p>(資格取得の届出等)</p> <p>第二十三条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に住所を有するに至ったため、又は法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けなくなったため、第一号被保険者(法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。)の資格を取得した者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名、生年月日、現住所、従前の住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p> |
| <p>(介護保険法施行規則の一部改正)</p> <p>第五条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。</p> <p>(傍線部分は改正部分)</p> | <p>(資格取得の届出等)</p> <p>第二十三条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に住所を有するに至ったため、又は法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けなくなったため、第一号被保険者(法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。)の資格を取得した者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名、生年月日、現住所、従前の住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p> | <p>(資格取得の届出等)</p> <p>第二十三条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に住所を有するに至ったため、又は法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けなくなったため、第一号被保険者(法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。)の資格を取得した者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名、生年月日、現住所、従前の住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p> |

(平成二十五年法律第二十七号、以下「番号利用法」という。)第二条第五項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)

二・三 (略)

第百十三条の七 法第六十九条の二第一項の規定による登録を受けようとする者は、介護支援専門員実務研修を修了した日から三月を経過する日までに、氏名、生年月日、住所及び個人番号その他の登録に際し必要な事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

(介護支援専門員の登録の移動の申請)

第百十三条の十 法第六十九条の三の規定による登録の移動を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録移動申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名、生年月日、住所及び個人番号
- 二・三 (略)

(登録の変更の届出事項)

第百十三条の十二 法第六十九条の四の厚生労働省令で定める事項は、住所及び個人番号とする。

(介護支援専門員証の交付の申請)

第百十三条の二十 法第六十九条の七第一項の規定により介護支援専門員証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した介護支援専門員交付申請書(以下この条において「交付申請書」という。)に写真を含めて、法第六十九条の二第一項の登録を受けている都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名、生年月日、住所及び個人番号
- 二・三 (略)

二・三 (略)

(介護支援専門員証の書換え交付)

第百十三条の二十三 (略)

(平成二十五年法律第二十七号、以下「番号利用法」という。)第二条第五項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)

二・三 (略)

第百十三条の七 法第六十九条の二第一項の規定による登録を受けようとする者は、介護支援専門員実務研修を修了した日から三月を経過する日までに、氏名、生年月日及び住所その他の登録に際し必要な事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

(介護支援専門員の登録の移動の申請)

第百十三条の十 法第六十九条の三の規定による登録の移動を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録移動申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名、生年月日及び住所
- 二・三 (略)

(登録の変更の届出事項)

第百十三条の十二 法第六十九条の四の厚生労働省令で定める事項は、住所とする。

(介護支援専門員証の交付の申請)

第百十三条の二十 法第六十九条の七第一項の規定により介護支援専門員証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した介護支援専門員交付申請書(以下この条において「交付申請書」という。)に写真を含めて、法第六十九条の二第一項の登録を受けている都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名、生年月日及び住所
- 二・三 (略)

二・三 (略)

(介護支援専門員証の書換え交付)

第百十三条の二十三 (略)

| | |
|---|--|
| 2 前項の規定による書換え交付の申請は、写真を添付し、かつ個人番号を記載した申請書により行うものとする。 | 2 前項の規定による書換え交付の申請は、写真を添付した申請書により行うものとする。 |
| 3 (略) | 3 (略) |
| 第百十三条の二十五 (略) | 第百十三条の二十五 (略) |
| 2 前項の規定による再交付を申請しようとする者は、写真を添付し、かつ個人番号を記載した申請書を提出しなければならない。 | 2 前項の規定による再交付を申請しようとする者は、写真を添付した申請書を提出しなければならない。 |
| 3・4 (略) | 3・4 (略) |

附則

第一条 この省令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日(令和六年五月二十七日)から施行する。ただし、第五条の規定は、令和六年十二月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

(登録事務に関する帳簿の作成及び保存に関する経過措置)

第三条 この省令の施行の際現にある第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令(次項において「旧土士法機関省令」という。)第十八条及び第四条の規定による改正前の精神保健福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令(次項において「旧精神保健福祉士法機関省令」という。)第十八条の規定に基づきそれぞれ作成した帳簿の保存については、なお従前の例による。

第二条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令(以下「新土士法機関省令」という。)、第十八条及び第四条の規定による改正後の精神保健福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令(以下「新精神保健福祉士法機関省令」という。)、第十八条の規定に基づきそれぞれ作成する帳簿であつて、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月については、新土士法機関省令第十八条及び新精神保健福祉士法機関省令第十八条にそれぞれ規定する登録証の書換え交付の件数(以下「登録証書換交付件数」という。)のほか、旧土士法機関省令第十八条及び旧精神保健福祉士法機関省令第十八条にそれぞれ規定する登録証の訂正の件数(以下「登録証訂正件数」という。)を併せて記載して、それぞれ作成及び保存しなければならない。

新土士法機関省令第十八条及び新精神保健福祉士法機関省令第十八条の規定に基づきそれぞれ作成する帳簿であつて、施行日の属する月の前月以前の月に係るものについては、登録証書換交付件数に代えて、登録証訂正件数を記載して、それぞれ作成及び保存しなければならない。

(登録状況報告書に関する経過措置)

第四条 新土士法機関省令第十九条及び新精神保健福祉士法機関省令第十九条にそれぞれ規定する登録状況報告書であつて、施行日の属する四半期に係るものについては、施行日の属する月以後の月における登録証書換交付件数のほか、施行日の属する月以前の月における登録証訂正件数を併せて記載して、それぞれ厚生労働大臣に提出しなければならない。